

令和5年4月9日執行京都府議会議員一般選挙における不在者投票の投票用紙等の送付漏れについて

令和5年4月12日
京丹後市選挙管理委員会

令和5年4月9日執行京都府議会議員一般選挙において、マイナポータルを利用した不在者投票の投票用紙等の送付請求（1件）に対して、投票用紙等の送付が出来ていなかったことが判明しました。

今回このような重大な事態が発生し、選挙事務を適正に執行することができなかったことを深く反省するとともにお詫び申し上げます。

また、関係者の皆さまにご迷惑をおかけしましたことを重ねてお詫び申し上げます。

今後このようなことが発生しないよう再発防止に努めてまいります。

1 経過

- ・ 令和5年4月6日（木）14時41分、京丹後市の選挙人名簿に登録のある方から、本市に対しマイナポータル経由でのマイナンバーカードを利用した不在者投票の投票用紙等の送付請求があった。
 - ・ 令和5年4月12日（水）8時35分、マイナポータルから本委員会へ未処理の電子申請がある旨の通知メールが届いていることを認識し、当該メールの内容を確認した際、不在者投票の投票用紙等の送付漏れがあったことを覚知した。
- ※ 未処理の電子申請がある旨の通知メールは、申請のあった次の日の7日並びに週明けの10日及び11日にあったが、未確認であった。

2 発生原因

マイナポータルのサイトにおいて、未処理の電子申請の有無のチェックを怠っていたこと及びマイナポータルからの未処理の電子申請がある旨の通知メールが他システムの電子申請の通知メールに混在しており、通知を見逃したことによるもの。

3 再発防止に向けた取組み

- ・ 選挙期間中は、マイナポータル 사이트において電子申請の有無のチェックを複数人で行うことを徹底する。
- ・ マイナポータルからの未処理の電子申請がある旨の通知メールが他システムの電子申請の通知メールに混在する仕組みであったため、マイナポータルからの通知メールに対し、専用の振分け設定を行った。

【参考】

不在者投票の流れ

1. 選挙人が、郵送又はマイナポータル（マイナンバーカードを利用）で、不在者投票の投票用紙等の送付請求を行う。
2. 本市選挙管理委員会は、請求の内容から選挙人名簿を確認する。
3. 本市選挙管理委員会が、投票用紙等（投票用紙、記載済み投票用紙を封入する封筒、（他選挙管理委員会で投票を行う場合は）不在者投票証明書）を選挙人が滞在する住所地宛に郵送する。
4. 選挙人は、滞在地の病院等の施設又は最寄りの選挙管理委員会で、投票を行い投票管理者に記載済みの投票用紙を封入した封筒を提出する。
5. 記載済みの投票用紙が封入された封筒を受領した投票管理者は、本市選挙管理委員会宛に当該封筒を返送する。
6. 本市選挙管理委員会は、投票日当日の20時までに返送のあった投票を有効なものとして、投票箱に投入する。

マイナポータルとは

国が運営する行政手続のオンライン窓口です。オンライン申請のほか、行政機関等が保有する個人の情報の確認や、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスを提供しています。

本市選挙管理委員会では、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙から利用しています。

京丹後市選挙管理委員会事務局
(総務部総務課内)
電話：0772-69-0140